

## 八王子地本に関係する一連の裁判の中間報告

地本元執行委員長代理であった沼澤氏が、2019年11月に八王子地本が所有していた通帳2通を解約し、合計6,000万円を引き出し不当に利得したとして、私たちはこれらについて2件提訴し返還を求めてきた。1件目は2020年3月23日に3,000万円の返還を求めて沼澤氏を提訴し、2件目は同年6月3日に損害賠償請求として沼澤氏と他8名に対し返還を求め提訴してきた。これら提訴からすでに2年以上が経過した中で、以下中間的に全組合員に報告する。

1件目の裁判で明らかになったことは、地本組合活動基金から引き出した3,000万円のうち、①1,500万円を当時の組合員が奥多摩町に購入したと思われる私邸に対し、JR東労組として活用することを目的として手渡した。②約766万円を当時地本がパート雇用していた書記に対し退職金として支払った。③残りの約734万円は地本の金庫に保管したというものであった。①については当時のJR東労組八王子地本として活用することが目的とされているにも関わらず、現在に至っても組合員には一切周知されていないことや、事実であればJR東労組組合員が活用する権利を有すると指摘してきた。すると係争中にも関わらず「弁済供託」という制度を利用して遅延損害金約138万円を加えて一方的に返済してきたのである。裁判で自ら主張してきた事に都合が悪くなり、一部だけ返済しようとしたのだ。

一方、②退職金について、いかに不正な取り扱いをしたとしてもJR東労組として雇用し、そして雇用側の都合で退職させている以上、支払うべき義務を有するのも事実である。私たちとすれば額面や拠出の仕方に問題がある事は明らかであり争点も明確だが、裁判官がどのように判断するかという検討も課題であった。また、③の「約734万円は地本金庫内にあるはず」という主張に対して、私たちは金庫内の現金のどれがそれに相応するのか断定は不可能と主張してきた。双方の主張が相対する以上、これも裁判官がどのように判断するか、②と同様に検討課題であった。

そして、裁判所は私たちに対し「②の退職金支払いを受け入れ、③は折半して和解とすべき」という和解案を提示した。これ以上、全額返還を求めて訴訟を続けても「進展は見込めず、棄却の恐れもある」という代理人のアドバイスも受け入れた上で、苦渋ではあるが裁判所提案の「和解」を受け入れるに至った。これにより、3,000万円の返還請求に対し、あわせておよそ2,006万円返還という結果となった。

またもう一件の3,000万円の損害賠償請求事件については未だ係争中である。沼澤氏が解約した通帳からの現金を、一部の支部・分会代表者8名（鯉江氏、山本氏、稲本氏、加藤氏、小林氏、金子氏、久木氏、峰尾氏）らに、組織対策費、台風見舞金の名目で不当に配布したとして損害賠償を求めてきた。その内、立川運転区分会については無断で岡部分会長（当時）の氏名を利用し、公印をも無断で使用して領収書を偽造したことも明らかになっていた。これらの問題に対して、立川運転区分会の協力を得て、菅原分会長と小山執行委員は裁判所に対して「陳述書」を提出、「多額の現金が配布されている事も、それらが組織対策や台風見舞として活用されたことも知らされていなかったことや、仮に活用しようとしていたとしても、直後に当該役員らが一斉にJR東労組を脱退したことは許されるものではない」と意見している。私たちはこの裁判においても真実に基づいて勝利を目指していく。

改めて全組合員に訴える！

2020年2月、当時の八王子地本執行部は一切の責任を放り出し辞任した。それ以降、中央本部は現金・帳簿類を監査した結果、多くの不正とみられる事案を認めた。直ちに現金の行方について調査を開始し、本人にも数回にわたって事実調査を要請したものの、返答もなく「中央本部が引き継ぎを拒否した」などとの虚偽を並べ立てたため、やむを得ず提訴に至ったものである。また、この二つの事件以外にも不正に組合費を利得したと思われる事案は散見しており、継続して返還を求めていくことを明らかにしておく。

18春闘は誰がみても大敗北であった。労使共同宣言は破棄され、労働組合を壊滅的破壊に導いた責任は重く免れない。その一切の責任を放棄し、組合員の大切な財産を私的に利得した事実は消えるものではないし、彼らの犯罪性は到底許されるものではない。私たちは組合員の財産を守ることを何よりも優先して裁判を進めていく。係争中の裁判においても、全組合員と共に勝利的に収めていくことを目指し、奮闘することを決意し、中間報告とする。

2022年8月9日  
東日本旅客鉄道労働組合  
八王子地方本部執行委員会